

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」(平成15年7月1日施行)に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 平成30年7月4日付

(1) 停 職

①自己所有ではない自転車の無断使用

| | |
|-------|---|
| 被処分者 | 主事 25歳 |
| 事案の内容 | 被処分者は、平成30年4月2日(月)の夜、職場の歓送迎会で飲酒後、自転車に乗り、横断歩道上で転倒するのを巡回中の警察官に発見され、声を掛けられた。その際、自転車について自己所有でないと答えたため、窃盗の容疑で警察署へ連行された。 その後、平成30年6月4日付で不起訴処分となっている。 |
| 処分の内容 | 停職 1月間 |
| 発令年月日 | 平成30年7月4日 |
| 根拠規定 | 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号 |

2 平成30年7月30日付

(1) 停 職

①電車内における他人のICカード窃盗事故

| | |
|-------|---|
| 被処分者 | 主事 50歳 |
| 事案の内容 | 被処分者は、平成30年5月8日(火)午後6時50分頃、東武東上線の成増駅から和光市駅間の電車の中で、女性のリュックサックにリードで取り付けられていた定期入れからICカードを窃盗した容疑により逮捕された。 その後、平成30年6月13日付で不起訴処分となっている。 |
| 処分の内容 | 停職 6月間 |
| 発令年月日 | 平成30年7月30日 |
| 根拠規定 | 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号 |